

# 令和8年 環境再生・資源循環行政の取組について

環境省 環境再生・資源循環局長

**角倉 一郎**



令和8年の新春を迎えるに当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

はじめに、令和7年11月18日の大分市佐賀関の大規模火災、令和7年12月の青森県東方沖を震源とする地震により被災された方々に、改めてお見舞い申し上げます。早急に復旧・復興が進むよう、環境省として災害廃棄物の処理の観点から、全力で支援してまいります。また、令和6年能登半島地震・豪雨における公費解体は、おかげさまで当初目標の昨年10月末までに概ね完了しました。令和8年3月までの完了を目標とする災害廃棄物処理についても、被災市町への支援に引き続き尽力してまいります。

次に循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行についてです。この1年は、「循環経済への移行加速化パッケージ」に基づく取組が着実に実行に移された1年でした。

まず、昨年11月に再資源化事業等高度化法が完全施行されました。国内の再生材の質と量を確保するため、国が認定した再資源化事業等に対し、後押しする仕組みを創設すること等を内容とするもので、今後3年間で100件以上の事業認定を目指します。

また、製造業と資源循環産業のネットワーク形成や拠点構築に向けた課題とその解決策の調査を開始しています。自動車分野においては、産官学コンソーシアムでの議論を経て、昨年3月に供給量目標と工程表を含んだアクションプランを公表しました。現在、再生プラスチック集約拠点等の在り方に関する議論を進めており、家電などの他分野への横展開も含めて検討を進めます。

地域の資源循環基盤の強化に向けた取組も重要です。「資源循環自治体フォーラム」を活用した

先進事例の共有や資源循環ビジネスのマッチングを全国で創出してまいります。

国際的な観点では、我が国の経済安全保障や相手国の環境改善に資するべく、e-wasteリサイクル等を通じた同志国との国際連携を強化しています。特にASEAN地域では、e-waste回収・リサイクル等の法令整備の支援や民間連携・投資促進を進めています。

国際標準化に向けた取組も重要です。昨年11月に開催されたCOP30の場において、企業の循環性指標を含む情報開示スキームである「グローバル循環プロトコル（GCP）」の初版が公表されました。この開発には、環境省も参画し、議論を主導しています。今後も、循環経済の国際ルール形成を主導し、日本企業への投資促進や競争力の強化に向けた取組を継続します。

あわせて、太陽光パネルのリサイクルに係る制度検討・環境整備、不適正ヤード対策・PCBの適正処理・災害廃棄物処理体制強化に係る制度的検討を進めてまいります。

また、東日本大震災からの復興・創生は、環境省にとって最も重要な課題の一つです。帰還困難区域については、2020年代をかけて、「故郷に戻りたい」という御意向のある住民の方々が帰還できるよう、引き続き特定帰還居住区域の除染や家屋等の解体を着実に進めてまいります。さらに、福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けて、復興再生土の利用等に政府一丸となって取り組むとともに、地域の強みを創造・再発見する未来志向の取組を推進します。

今後とも、環境再生・資源循環行政の一層の推進のため、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。